

「令和8年度医療労務管理支援事業」委託要綱

「令和8年度医療労務管理支援事業」（以下「事業」という。）の委託については、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第1条 本事業は、医療従事者の勤務環境改善に係る取組を行う医療機関に対する総合的な支援体制を構築する観点から、今般、愛知県が設置する「医療勤務環境改善支援センター」（以下「勤改センター」という。）において、医療従事者の勤務環境改善に係る取組を行う医療機関に対する労務管理全般にわたる支援等を実施することを目的とする。

（事業内容）

第2条 本事業の目的を達成するため、「令和8年度医療労務管理支援事業仕様書」（別紙1）のとおり事業を実施する。

（委託の対象）

第3条 愛知労働局長（以下「委託者」という。）は、予算の範囲内において採択する額で、本事業を〇〇〇（以下「受託者」という。）に委託するものとする。

（委託の申し入れ）

第4条 委託者は、委託事業の事業内容を、この要綱を添えて受託者に「令和8年度医療労務管理支援事業の受託依頼について」（別紙2）により受託依頼を行い、見積書と事業実施計画書の提出を求めるものとする。

（委託の手続き）

第5条 受託者は、委託の申し入れを承諾したときは、速やかに「令和8年度医療労務管理支援事業の経費見積について」（別紙3）及び「委託事業実施計画書」（別紙3の別添）に必要な書類を添付して委託者に提出するものとする。

（契約）

第6条 委託者が、前条の規定により提出された事業実施計画書等が本要綱の目的に照らし、適合し、見積額が予算の範囲内と認めたときは、支出負担行為担当官に通知する。支出負担行為担当官は、事業の目的に照らし適当と認められるときは、「令和8年度医療労務管理支援事業契約書」（別紙4）により受託者と契約を締結するものとする。